

A I ・ I o T等の活用・DX推進につながるデジタル人材育成業務
公募型プロポーザル 実施内容等に係る質問及び回答

令和5(2023)年7月26日
公益財団法人栃木県産業振興センター

No.	該当箇所 (内容)	質問内容	回答
1	4 (1) ⑤イ (2) ⑥ウ (受託者負担金の徴収及び徴収方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者負担金は不要であれば徴収しなくてもよいか。また、徴収する場合は、栃木県産業振興センター様経由でよいか。それとも、各企業様より受託業者に直接振り込みなどになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座品質、受講意欲、受益者負担等の観点から、受講者から負担金を徴収することを想定していません。徴収は、受託者が直接、各受講者から徴収してください。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「受講者負担金」とは、委託契約金額の上限を超える場合に、受講者から徴収することが可能であることを示すものであり、この金額の上限額を設定されているとの認識で良いでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者負担金の徴収は、委託契約金額の上限に関係なく、負担金額の範囲内で徴収が可能です。
2	4 (1) ⑤ア (2) ⑥イ (受講者の募集、選定)	<ul style="list-style-type: none"> ・募集は、ホームページでの掲載など栃木県産業振興センター様の支援的な位置づけでの支援という位置づけでよろしいでしょうか。それともすべて受注者側で一から募集を行うということでしょうか。 ・受講者の「募集」における募集方法が予め決まっているようでしたら、ご教示いただけませんか？例えば、貴センター様よりメールアドレスをお預かりして一斉メール送信する等。また、メール送信を実施する想定の場合は、メールアドレス数もご教示いただきたいです。(社内システムでの運用可否を検討する為です) 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集の周知は、栃木県産業振興センターがホームページ掲載や会員企業等へのメールマガジン配信により行います。その他の独自の周知や広報の取組については、ご提案ください。
		<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の「選定」とは、7(1)にて設定された目標値を超える場合に何らかの基準で絞り込むことを指している認識で良いでしょうか？それとも、募集人数が定員以上になった場合会場等の収容人数を想定しての意味でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「選定」とは、参加者要件を満たす受講者を定員内となるよう選定することを指しています。

3	<p>4 (1) ⑤、 (2) ⑤ ア、イ</p> <p>(開催場所、 開催方法)</p>	<p>・デジタル人材育成研修はWEB開催でもいいか？</p> <p>・ワークショップはリアル開催ではなく全てWEB開催でもいいか？</p> <hr/> <p>・デジタル人材育成研修で座学等を実施する場合、リアル開催を想定されていますでしょうか？その場合は、DX推進ワークショップと同様に、とちぎ産業創造プラザ様でしょうか？</p> <p>・ワークショップの開催場所について、県内企業の方が参加しやすい環境等や公共交通機関等の利便性を考え宇都宮駅東口交流拠点（ライトキューブ宇都宮）で開催を行う事に妥当性はあるか？</p>	<p>・研修効果の上がる適切な手法（リアル開催、WEB開催）を適宜適切に活用ください。</p> <p>・仕様書4(2)⑥アのとおりです。全回WEB開催とすることを想定していません。</p> <hr/> <p>・eラーニングを除き、座学等のリアルタイムの研修（リアル参加・WEB参加）の会場は、とちぎ産業創造プラザを想定しています。</p> <p>・宇都宮市での開催は、とちぎ産業創造プラザを想定しており、それ以外での開催は、宇都宮市以外の市町や参加者企業の現場での開催を想定しています。とちぎ産業創造プラザ以外を会場とする場合は、会場選定理由の他、カリキュラム等も含めてご提案ください。</p>
4	<p>7 目標値・ 実績報告 (1) 目標 値</p>	<p>・受講者の参加目標値は累計人数でいいか？</p>	<p>・累計人数ではありません。仕様書記載のとおり実人数（同一人を重複カウントしない）となります。</p>
5	<p>8 成果物の 提出 (3) 納入形 態</p>	<p>・電子媒体：1式をUSBメモリーに記録して提出とありますが、USBも納品物となりますでしょうか。またはCD-ROM等での納品でもよろしいでしょうか。</p>	<p>・USBも納品物となります。CD-ROM等の光学メディア等での納品も可とします。</p>

6	9 成果物に関する権利の帰属 (3)	<ul style="list-style-type: none"> • 権利留保物について該当権利等を非独占的に使用できるとこととするとありますが、動画コンテンツやWEB教育は終了しても、利用できるようにするというのでしょうか。それとも紙などのテキストなどの部分を指してますでしょうか。(例：当社のWebサイトなど利用想定) <p>※当社がもっているコンテンツをご利用頂く場合、権利留保物に該当するものと考えており、通常は利用期間など想定してID/PWなどご提供してご利用頂くことを想定し質問させていただきました。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 著作権の移転については、必須になりますでしょうか？ この状況が必須の場合に、ご提案不可の可能性がございます為、ご質問させていただきました。ご相談の余地があるかどうかをご確認させていただければと存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> • WEB教育は終了しても、動画コンテンツ等の権利留保物については、令和6(2024)年3月15日までは、受講者が利用できる状況を想定しています。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 本業務のために新たに作成した著作物を対象としており、既存のものは対象ではありません。なお、詳細については、ご相談ください。
---	-----------------------	---	---